

令和 8 年度県立三条東高等学校 2 学年修学旅行業務  
委託業者選定プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度県立三条東高等学校 2 学年修学旅行業務

(2) 目的

本業務は、本校で 2 学年時に実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 見積限度額

130,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

4 説明会

募集公示後、随時実施する。説明会参加を希望する場合は、令和 7 年 4 月 23 日（水）

までに、団体名、参加者名、連絡先電話番号、FAX番号、e-mail アドレスを、FAXで連絡すること。

## 5 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和7年4月23日（水）12時【必着】

申込先：問合せ先に同じ

方法：持参または郵送

## 6 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

（1）本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

・質問提出期限：令和7年4月24日（木）午前9時

・申込先：問合せ先に同じ

・提出方法：持参、郵送またはFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

（2）質問への回答について

・回答日：令和7年4月25日（金）

・回答先：上記5により申込みのあった全参加者

## 7 提案書の作成要領

（1）提出書類

ア．企画提案書

（ア）仕様書を踏まえ、記載すること

（イ）提案書はA4版とし、表紙に「令和8年度県立三条東高等学校2学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

（ウ）参加者は、1方面について1つの提案しか行うことができない。

（エ）提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ．旅程表

ウ．見積書

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。（任意様式）

エ．過去5年以内の、高等学校等に係る修学旅行（研修旅行）の受託実績書  
（任意様式）

（2）提出期限等

期 限：令和7年4月28日（月）

提出先：問合せ先に同じ

方 法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 ヒアリングの実施

提案者は、令和7年4月30日（水）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については別途通知する。

9 審査要領

(1) 審査方法

(2) に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

|   | 審査項目   | 審査の視点                                                                                                                         | 配点  |
|---|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 | 基本構想   | ①三条東高等学校の目的に沿った修学旅行であるか。<br>②学校が依頼した諸条件が反映した提案であるか。                                                                           | 10  |
| 2 | 行程     | ①生徒に負担のない、効率的で安全な行程であるか。<br>②宿泊施設の利便性は高いか。                                                                                    | 10  |
| 3 | 現地体験   | ①体験内容が具体的であるか。<br>②体験内容のねらいが明確で深い学びに繋がる体験となっているか。<br>③独自の工夫により充実した体験になっているか。<br>④生徒の成長が確認できる体験になっているか。<br>⑤配付資料・添付書類は充実しているか。 | 50  |
| 4 | 危機管理体制 | ①緊急時の対応が明記されており、現地の対応が十分であるか。<br>②保険の内容が十分なものになっているか。<br>③業者および担当者の信頼度は高いか。                                                   | 30  |
| 5 | 費用     | ①研修のねらいを達成するための適切な価格であるか。                                                                                                     | 10  |
|   | 計      |                                                                                                                               | 110 |

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示 令和7年4月16日（水）

説明会 公示後随時

参加申込み 令和7年4月23日（水）  
企画提案書の提出期限 令和7年4月28日（月）  
ヒアリング実施 令和7年4月30日（水）  
審査委員会 令和7年4月30日（水）  
契約 令和7年5月上旬

## 12 契約の締結

県立三条東高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 13 問い合わせ先

〒955-0053

新潟県三条市北入蔵2丁目9-36

県立三条東高等学校 担当：長谷川直人 大戸 大 熊木 辰雄

電話番号 0256-38-6461

FAX 0256-38-0519

## 14 その他の留意事項

- （1）提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- （2）提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- （3）提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- （4）提出された申込書、提案書等は返却しない。
- （5）申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- （6）失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。  
ア．本募集要項に適合しない書類を作成し、提出した者  
イ．記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者  
ウ．期限後に提案書を提出した者